

医師・看護師・介護職員の大幅増員を

# 日本医労連増員闘争ニュース

第 51 号

2009 年 11 月 25 日

日本医労連増員闘争本部

TEL: 03-3875-5871

FAX: 03-3875-6270

## 看護協会、県医務薬務課と懇談：(11月13日) 滋賀県医労連

県内 15 病院 849 名分の「看護職員の労働・健康実態調査」中間報告で実態を示す!!

**看護協会**との懇談には、県医労連から 4 名、協会は藤井会長、小川専務理事が対応。この秋から取り組んでいる看護職員の労働・健康実態調査の中間報告を示しながら、大幅な増員と職場改善の運動を一緒にと訴えました。協会としても、職場の改善は不可欠で、大幅増員と離職防止が重要との事。看護師の募集にだけでなく、離職防止にもお金を使ってほしい、診療報酬に看護料を盛り込む事が必要、職場での法違反一掃のため、新人看護部長に対する教育などに取り組んでいるなど、わたしたちの運動と一致する点が多々ありました。また、県内の新人離職率が改善されている事 (H19 度 11.6% → H20 度 6.6%) や、賃金・手当に関して、滋賀は全国平均だが、京都は高いので流れてしまう事、第 7 次需給見通しにあたって説明会を開き、教育担当者人数や産休・育休・介護休取得を見越した人員 (補充) などの現場から正確な人員算出 (調査用紙に付加) などの紹介があり、看護師の確保に全力をあげている事がうかがえました。最後に、情報・意見交換の場を持っていただくこと、看護師の増員と働き続けられる職場の実現に、共同できる運動は一緒にと要請しました。

**県医務薬務課**との懇談には、5 名が参加、奥村課長、四塚参事、草野副参事が対応、約 1 時間の懇談を行いました。看護職員の第 7 次需給見通し策定については、医療機関への調査 (全病院・施設、診療所は 1 割抽出) 回収が遅れており、集まり次第看護師対策協議会 (看護協会はじめ職場代表も入っている、作業はワーキングチームで) で協議するとの事。また、医療再生交付金を使って、「看護」の対する社会的評価の向上、魅力を学生にアピールし看護の道にすすんでもらう事、看護師が働き続けられる職場をつくるために手当や教育の充実に取り組みたいとの事でした。しかし、少子化のなかで、学校の定員割れが続いており、新設や入学枠を増やしても学生が来ない現状 (平成 20 年度) も出されました。

医労連側から、実態に見合った需給見通しにする事、労働人口が減少していくなかで、看護師育成のために、お金も力も使ってほしい事 (先行投資的に) 協議会を傍聴させてほしい事などを訴え、今後も懇談を続けていく事を要請しました。12 月 1 日 (火) には、県民要求実現「個人請願総行動」があり、今回の懇談を踏まえ、『看護師の大幅な増員 (需給見通しの策定)』の請願をあげる予定です。

⇒続いて、北海道・福島県医労連より

## 「道立衛生学院の存続を求めて」宣伝・交渉

### 北海道医労連

11月11日、北海道医労連は、道立衛生学院の存続を求めて、対道交渉と街頭宣伝行動を行いました。あまりの寒さに身も心も凍えそうでしたが、市民の皆さんは足を止め署名に行列もできる勢いで、関心の高さと運動への賛同・期待を感じ、勇気付けられ交渉にのぞみました。

「第6次需給見通し」の結果が現実と大幅の乖離が出てきている。第6次の分析と総括の上

で第7次の計画を立てるべき。道民の命を守るために、最低限『道としてはこういうような政策を持ちたい』と提起してほしい。看護師不足で、黒松内の町立病院では、夜勤できる看護師9名で2交代、一昼夜働き月7～8回の夜勤をしている。「北海道特有の地域の困難さを、道として国に訴えていくようなことは考えているのか」など、次々と声をぶつけて衛生学院の存続を求めました。「第7次需給見通しの策定にあたっては、北海道の医療における唯一の労働



組合の医労連代表を委員に入れること、准看護師2万2千人が働いている北海道で、進学コースの衛生看護学院を廃止することは質の向上からも大問題、道の責任を果たしてほしい」と、存続を求めて強く要請しました。



## 県看護協会と情報交換 : 福島県医労連

11月13日、県看護協会を訪問し情報交換を行いました。県医労連からは、斎藤委員長・藤原看護委員長・野地看護委員会事務局長・高橋書記長・塚原書記が出席。県看護協会からは西山会長・千葉専務理事兼事務局長・西山常務理事が出席しました。

協会からは、ナースバンク事業で年間70～80人が就職している状況、潜在看護師の復職のための研修制度の状況、2年課程通信制では、県内の在学者が270名いる現状などについて話がありました。

県医労連は、『2009年度夜勤実態調査・中間報告』を提示し、2交替制の長時間夜勤が調査の18.4%と4年前の倍以上に増えていることや、慢性的な人員不足と仕事量の増加などが超過勤務につながっている職員の状況について話し、増員を保障する診療報酬の改定や看護師確保法の改正が必要と説明。協会は、「人を大切にしないと人材確保は厳しい」ことから、法令順守や管理者教育の重要性が語られました。また、「一度辞めてしまうと復職が困難なため、辞めないで働き続けられる魅力ある職場作りが必要」だと述べ、『福島県内の病院における魅力ある職場づくり事例集』を作成し配布したとのことで、医労連にも1冊いただきました。約1時間の短い時間でしたが、幅広い分野で情報交換をすることができました。

⇒続いて、山形の「第7次需給見通し」の経営者宛ての要請書を資料として添付します。

殿

山形県医療労働組合連合会  
執行委員長 今井 敏彦

## 山形県第7次看護職員需給見通し策定のための「調査票」記入にあたっての要請

貴職の日頃の地域医療確立と医療・介護労働者の処遇改善のご努力に深く敬意を申し上げます。

さて、すでにご承知のように、国は来年、「第7次看護職員需給見通し」(5年間)を策定するために、各県をとおして調査をおこなっております。山形県医労連は10月29日に山形県健康福祉部保健業務課と交渉をおこない、次期「需給見通し」策定にあたって、深刻な看護師不足と過重勤務を解消するにふさわしい大幅増員計画とすることを強く訴えたところです。県は、今後、国の策定方針にもとづいて施設調査をおこない(病院は全数調査)、2月中には県としての原案をまとめ、4月から厚労省のヒアリングに入るとの日程(別紙)を示しました。交渉で県は、調査票作成にあたっては、夜勤や時間外労働改善、年休など各種休暇取得など、労働条件の改善項目も入れた内容とすることを回答しています。また、四病院協は10月26日付で、調査にあたっては「現状追認ではなく、より高い看護基準を取得した場合の不足数を記入願います」との「お願い」を発出しているところです。

各病院における看護師確保は、労使共通の課題となっているところです。各病院におかれましては、県が実施している「第7次看護職員需給見通しにかかわる実態調査票」(各病院の看護部長が記入)記入にあたっては、以上の点を念頭に、より積極的な「不足数」=今後の必要数をご記入くださるよう、要請いたします。(参考まで県の作成スケジュール、四病院協の文書を添付いたします)

### 記

1. 今後の各病院における看護職員の不足数については、過重過密な看護職場の労働実態改善と各種休暇や年休完全取得、夜勤改善、時間外労働軽減など、労働条件改善に必要な不足数をご記入いただくこと。
2. 四病院協文書にみるように、現状追認でなく、より高い看護基準を取得した場合の不足数をご記入いただくこと。

以上